



東日本大震災・福島第一原発事故発生から一年

3・11の東日本大震災と、福島第一原子力発電所の事故から1年。犠牲になられた皆様に心より追悼の意を表します。今なお、行方不明の方が多数おられます。また、帰宅ができず、避難所で生活されているみなさまも不自由な生活を強いられています。お見舞い申し上げます。

突然襲った激しい揺れ。東京でも「これは大きな地震だ」と思った人が多かった。そして、テレビに映し出される大津波の衝撃。更には、その後みんなの目をテレビにくぎ付けにした世界でも類を見ない福島第一原子力発電所の事故。被害の大きさは未曾有の規模です。一日も早い復旧・復興と原発ゼロを強く望むものです。

震災復興・なくせ原発 3.11 行動 in 東京」に参加して

東日本大震災と福島第1原発事故から一年を迎えるこの日、井の頭公園で行われた「震災復興・なくせ原発 3.11 行動 in 東京」の集会に参加しました。

参加した8千人とともに、犠牲になられたかたがたと、そのご家族に哀悼の意を表しました。また、大震災と原発事故の被災者の生活と生業を再建し被災地の復興を実現させる運動、とエネルギー政策の見直しと脱原発の運動の発展・継続を確認しました。

集会では、被害にあった岩手県、宮城県、福島県の代表などからの発言がありました。集会の最後で「震災復興・なくせ原発」のアピールが採択され、吉祥寺駅までパレードが行われました。

ドイツの環境保護活動家シュルツ氏は、福島第1原発事故を契機にドイツが原発からの撤退に舵を切った経緯を語り、「脱原発を粘り強い市民運動によって実現させましょう」と激励と連帯の挨拶をしました。

岩手県田老町漁協の前川さんは、一年経っても何も変わらない被災地の復興の現状を語り、「船も、道具も、家もながされた。悲しみを共有して生きてきた。皆さんからの激励は忘れない。支援を引き続いてお願いしたい」と結びました。

宮城県の医師矢崎さんは、年末になるまで新聞を読む間さえなく診療に当たってきた体験を語り、病院などへの公的支援が乏しい実態を訴えました。

福島県労連の斉藤さんは、原発事故によって16万人が避難を余儀なくされたこと、避難地域のために捜索できずに救えなかった命についてふれ、あらためて原発事故の反社会性を告発しました。政府の原発の冷温停止宣言は、原発の再稼働と輸出を促進したい政府の思惑の裏返しであると警告しました。

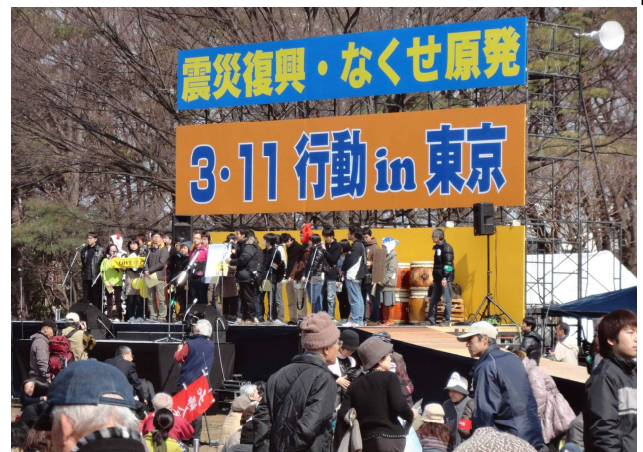
集会アピールでは次のような行動提起が提案されました。

復興に必要なのは被災者一人一人の生活と生業を再建する仕組みを一刻も早く政府に作らせ、社会全体で支えていくこと、放射能の測定と徹底した除染や子供たちの健康を守ること、原発被害の全面賠償を進めさせることです。

政府や東電は除染、賠償には力を入れず、原発に固執し、再稼働までねらっています。私たちは、原発の再稼働を許しません。政府に原発からの撤退を求めます。これからも「震災復興・なくせ原発」の声をあげ、行動し続けます。

集会の途中、午後2時46分に鎮魂の鐘の音と共に黙祷を捧げました。被災地の情景とともに、「一年経っても何も変わっていない」という前川さんの言葉が重く伝わってきました。被災者一人一人の生活と生業を取り戻すことが、被災者と被災地を復興する道ではないか。またこれこそが憲法25条、「国は社会保障や社会福祉の増進に努めなくてはならない」、に沿うであろう。集会でのアピールもここに立脚すると確信します。

(代田2丁目・坂本 功)



君が代」の強制で犠牲者は子ども

「君が代」斉唱のとき、起立しなかった教員への重すぎる処分は違法という判決が、1月26日に最高裁判所でありました。

これは、東京都教育委員会が、入学式・卒業式での国歌斉唱の方法などを詳細に決めて学校に強制し、それに従わなかった者を、違反者として教壇に立てなくなるような重い処分をしてきたことに対して、おこなった判決です。

「君が代」「日の丸」が戦前、侵略戦争のシンボルとして用いられてきたことに拒否感をもつ国民がいることを政府も認めてきましたし、起立しなかったからといって、「物理的に式次第の遂行を妨げるものではない」としました。

しかし、判決は「君が代」の強制そのものは合憲とする従来の枠をでませんでしたが、「強制は憲法19条（思想・良心の自由）に違反」と反対意見の裁判官も一人いました。また、「不起立と処分の繰り返しは教育現場にふさわしくない」「自由で闊達な教育を切に望む」と補足意見を出した裁判官もいました。

いま、この文を書いているときに、とんでもないニュースが飛び込んできました。

大阪府立和泉高校の卒業式で、国歌斉唱のとき、教職員が本当に歌っているかどうかを、校長が口の動きで確認し、口が動いていなかった3人を校長室に呼び、「起立だけでいいと思った」と不斉唱を認めた一人を府教育委員会が処分を検討するというのです。この起立条例を決めた時の府知事であった橋下徹大阪市長は、「よくぞそこまでやった」と賞賛しているということです。

強制の教育で、一番犠牲になっていくのは子どもたちです。「君が代」「日の丸」の強制をやめさせ、学校で自由に話し合っ、子どもたちの心に残る入学式・卒業式をおこなうことがもっとも大事なことでないでしょうか。
(代田5丁目・高岡 岑郷)

集会等の紹介

5月12日(土) 午後1時半頃～4時半頃 (詳細はおって)

代田・九条の会 憲法記念のつどい

講演: 「憲法とメディア」 仲築間 卓蔵 (なかつくま・たくぞう)さん
元ワイドショー・プロデューサー

うた: 「ダッ!ダッ!脱原発」など 制服向上委員会 のみなさん など

会場 日本ナザレン教団下北沢教会 (下北沢駅・下車)
世田谷区代田6-7-21

6月9日(土) 午後1時半～午後4時半

九条の会事務局主催「情勢学習会」 9条をめぐる動きは、いま
「九条をめぐる動きと政府の憲法解釈～米軍基地、武器輸出、国会の憲法論議」
浦田一郎 (明治大学)

「九条、『同盟』、沖縄の相関」 明田川融 (法政大学)

会場: 在日本韓国YMCA地下ホール (東京・水道橋駅下車)

参加費: 1000円 定員: 250人 (当日、先着順)

主催: 九条の会事務局



日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

お願い: ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。
また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～